

熊本市高齢者生活援助事業実施要綱

制定	平成21年	4月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成22年	8月	1日	高齢介護福祉課長決裁
	平成29年	3月	24日	健康福祉局長決裁
	令和2年	3月	31日	健康福祉局長決裁
	令和4年	6月	24日	高齢福祉課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、退院直後であり又は在宅生活中の傷病による緊急的な体調不良等のため、掃除、買物その他の家事を行うことが困難な高齢者に、生活援助員(以下「援助員」という。)を居宅に派遣し、一時的に生活を援助する熊本市高齢者生活援助事業(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 事業は、熊本市内の指定訪問介護事業所に委託し、実施するものとする。

(派遣対象者)

第3条 派遣対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 熊本市内に居住する独居又はそれに準ずる世帯のおおむね65歳以上の者。
- (2) 在宅で生活している者であって退院直後又は緊急的な体調不良等で家事や栄養管理が困難な者。
- (3) 介護保険制度の要介護(要支援)認定及び自立支援法の給付決定に該当していない者。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者(短期運動型通所サービスのみの利用者及び利用予定者を除く。)ではない者。

(事業の内容)

第4条 この事業で実施するサービス内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調理の援助
- (2) 居室等の掃除、整理整頓の援助
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な家事の援助

(派遣時間)

第5条 前条第1号のサービスに係る援助員の派遣時間は、当該派遣対象者につき原則として1週当たり1回45分未満とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、1週当たり2回までとする。

2 前条第2号及び第3号のサービスに係る援助員の派遣時間は、当該派遣対象者につき1週当たり1回45分未満とする。

(派遣申請)

第6条 この事業を希望する者(以下「申請者」という。)は、熊本市生活援助事業利用申請書(様式第1号)により申請するものとする。

(派遣の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請者が事業の対象となるかを検討し、速やかに援助員の派遣の可否を決定するものとする。第9条第2項に定める変更申請があった場合も同様とする。

(決定通知)

第8条 市長は、前条の規定により援助員の派遣を行う決定をしたときは、熊本市生活援助事業利用決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(利用期間)

第9条 事業を利用できる期間(以下「利用期間」という。)は、申請日から申請日以後3月までとする。

2 援助員の派遣を受けている者(以下「利用者」という。)は、前項に定める利用期間の満了後においても援助が必要な場合は、利用期間の終了日10日前までに、熊本市高齢者生活援助事業利用変更申請書(様式第3号)により利用期間の延長のための変更申請を行うことができるものとする。

(利用計画書等)

第10条 第8条の規定により、事業の利用決定通知を受けた申請者は、利用開始前に利用計画書(様式第4号)又は居宅サービス計画を作成し、提出しなければならない。

(却下通知)

第11条 市長は、第7条の規定により援助員の派遣をしない決定をしたときは、熊本市高齢者生活援助事業却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(廃止の届出)

第12条 利用者は、第3条に規定する派遣対象者に該当しなくなった場合は、速やかに熊本市高齢者生活援助事業利用廃止届（様式第6号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、熊本市高齢者生活援助事業廃止通知書（様式第7号）により利用者にサービス廃止を通知するものとする。

(利用料)

第13条 利用者は、別表1の左欄に掲げる利用料の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を当該サービスを提供した指定訪問介護事業所に支払うものとする。

(利用の確認)

第14条 市は、事業を委託した指定訪問介護事業所が提出する熊本市高齢者生活援助事業サービスカード(様式第8号)によりサービスの利用状況について確認するものとする。

(守秘義務)

第15条 援助員は、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。業務を辞した後も同様とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表1

利用者の区分	派遣1回あたりの利用料
生活保護法による被保護者（単給世帯の者を含む。）	0円
上記以外の者	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H12.2.10 厚生省告示第19号）に定める訪問介護費における生活援助が中心である場合（所要時間20分以上45分未満）の介護報酬単価に10を乗じた額の一割

熊本市高齢者生活援助事業申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

申請者：住 所

氏 名

TEL

次のとおり、高齢者生活援助事業を利用したいので申請します。

なお、サービスの利用決定に際し、必要な場合は、関係行政機関・サービス実施機関等に個人情報を提供されることに同意します。

対 象 者	氏名（フリガナ）		住所：熊本市	
	性別：男・女	生年月日：M. T. S 年 月 日	年齢： 歳	
	電話：		校区	町内

利用事業名	希望する内容	利用料金
生活援助事業	分/週	1回あたり
	派遣施設 【 】	円

備考（居宅介護支援事業所の情報）
地域包括支援センター 担当

様式第2号

〒

発第 号
年 月 日

様

熊本市長

熊本市高齢者生活援助事業利用決定通知書

申請日付 年 月 日

申請のありました上記事業について、次のとおり派遣を決定しましたので通知します。

登録番号					
登録者	氏名			生年月日	年 月 日
	性別		住所	電 話 番 号	

決定派遣内容	利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
	利用時間	分／週まで	利用料金	一回あたり	円
	派遣施設名				

※サービスのご利用にあたって

- 利用開始日は、派遣施設からご連絡します。
利用を開始する前に、地域包括支援センターおよび、派遣施設と利用計画書を作成してください。
- 次の事由に該当した場合には下記の地域包括支援センターへご連絡ください。
 - 入院などで3ヶ月以上ご利用ができない場合
 - 生活環境や心身の状態に変化があった場合
 - 介護保険の要介護、要支援の認定を受けた場合
 - 介護予防・生活支援サービスの事業対象者(短期運動型通所サービスのみの利用者及び利用予定者を除く。)になった場合
- この利用決定には利用期間があります。上記利用期間を確認してください。
なお、利用期間満了前であっても、上記事由により利用廃止となることがあります。
また、介護保険制度の改正等により、利用期間満了日が変更することもあります。

※利用料金の支払いについて

利用料金は利用施設へお支払いください。

熊本市	地域包括支援センター	電話番号
-----	------------	------

様式第 3 号 (第 9 条関係)

熊本市高齢者生活援助事業利用変更申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者：住 所

氏 名

Tel

次のとおり、高齢者生活援助事業の利用の変更をしたいので申請します。

利 用 者	氏名 (フリガナ)	住所：熊本市
	性別：男 ・ 女	生年月日：M. T. S 年 月 日

事業名	希望する変更内容	利用料金 1 回あたり 円
生活援助事業	期間の延長 変更前終了日 延長希望日 年 月 日 → 年 月 日まで	
	回数の増減 ※調理のみ週 2 回利用可 現在 回/週 → 回/週	
変更理由		
事業終了に向けた今後の計画		
備考		
地域包括支援センター 担当		

様式第4号

高齡者生活援助事業「利用計画書」新規

利用決定番号		作成日：年 月 日	
氏 名		(男・女)	年 月 日生 (歳)
住 所	熊本市		電話

支援項目
・掃除 ・買物 ・調理 ・その他()
支援内容(頻度・場所等)

利用開始	派遣曜日	時間帯
年 月 日	曜日	: ~ :
連絡調整	熊本市 地域包括支援センター 担当者	
生活援助員派遣機関		
利用者への説明	未 ・ 済	利用者の同意サイン

留意点
利用開始前に、管轄の区役所福祉課へ提出してください。
状態が改善すれば、利用期間満了前であっても、利用廃止となることがあります。

様

熊本市長

熊本市高齢者生活援助事業却下通知書

申請のありました上記派遣事業につきまして、次のとおり利用却下しましたので通知します。

対象者氏名

(却下理由)

【根拠条項】 熊本市高齢者生活援助事業実施要綱第 3 条

派遣対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 熊本市内に居住する独居又はそれに準ずる世帯のおおむね 6 5 歳以上の者。
- (2) 在宅で生活している者であって退院直後又は緊急的な体調不良等で家事や栄養管理が困難な者。
- (3) 介護保険制度の要介護（要支援）認定及び自立支援法の給付決定に該当していない者。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者（短期運動型通所サービスのみの利用者及び利用予定者を除く。）ではない者。

(教示)

1 審査請求について

この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。）。

2 取消しの訴えの提起について

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【問合わせ先】

様式第6号（第12条関係）

熊本市高齢者生活援助事業利用廃止届

年 月 日

熊本市長 （宛）

届出者： 住 所

氏 名

利用者との続柄

次のとおり、利用廃止となりましたのでお届けします。

利 用 者	氏名（フリガナ）	住所：熊本市
	性別：男・女	生年月日：M. T. S 年 月 日

廃止年月日		年 月 日	
利用事業名		施 設（業者）名	
生活援助事業		施設へ連絡	
廃止理由	・ <u>介護保険に該当</u> ・ <u>死亡</u> ・ <u>長期入院</u> ・ <u>施設入所</u> ・ <u>心身改善</u> ・ <u>転出</u> ・ <u>辞退</u> ・ <u>その他</u> (		
	介護保険該当の場合 <u>要支援・介護</u> （ ） 認定期間： 年 月 日 ～ 年 月 日		
備考			
地域包括支援センター 担当			

第 号
年 月 日

熊本市長
熊本市高齢者生活援助事業廃止通知書

上記派遣事業について、次のとおり派遣の廃止を決定しましたので通知します。

対象者	氏名			
	性別		住所	

廃止決定年月日	年 月 日
---------	-------

廃止理由

【問合わせ先】